

令和8年度事業計画

1. 基本方針

総務省統計局によれば我が国の総人口（2025年8月1日現在推計）は1億2,326万8千人であり、そのうち65歳以上人口（2025年9月15日現在推計）は、3,619万人と、前年（3,624万人）に比べ5万人の減少、総人口に占める割合は29.4%と、過去最高になりました。

一方で、改正高齢者雇用安定法により70歳までの高齢者に対する就業機会の確保が事業主の努力義務とされた影響もあり、就業者総数に占める65歳以上の就業者の割合は13.7%と過去最高、就業者のおよそ7人に1人が65歳以上となっています。

そうした中、シルバー人材センターへの入会時年齢は上昇し、新規入会者の獲得が厳しくなっておりますが、事業を持続的に発展させていくためには、会員の増強が必要不可欠であるため、令和7年度から令和12年度を期間とする「新たな仲間づくり計画」に基づき、前向きに取り組んでいるところです。

当センターにおきましては、引き続き、新規会員の獲得とともに、会員の高齢化を踏まえ、退会会員の抑制も重要施策とし、80歳を超えたような高齢会員でも無理なく就業できる仕事の確保に努めることや、就業以外の喜びも持てるよう、同好会の実施等により、センターの機能強化、魅力的なセンター作りに努めてまいります。

また、安全面においては、安心・安全な就業の確保がシルバー事業の根幹であることから、業務担当、安全・適正就業委員を中心に、事故事例の共有、再発防止への対策を講じることで、会員の安全意識の徹底と高揚を図り、事故の撲滅を目指します。

そこで、受注割合の大きい剪定や草刈作業に従事する会員の技能面のスキルアップや、管理業務に必要なマナーをいま一度見直すための講習を計画、実施し、会員の知識や技能、スキル向上を図り、より多くの就業機会の拡大に繋げてまいります。

派遣就業では、地域の事業所、企業所において、人手不足分野の把握、また、退職（予定）者層の把握により、幅広い層の会員の入会を目指すとともに、様々な仕事を希望する会員に対する就業ニーズの柔軟な対応に努めます。

さらに、安定的な事業運営に向けては、新しい包括契約方式を実施することを目指し、円滑に移行できるよう準備を進めてまいります。

令和8年度も、東かがわ市をはじめとした関係機関、各事業所及び市民の皆さまのご理解、ご支援をいただきながら、引き続き、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、地域から信頼されるシルバー人材センターを目標に、会員、役職員が一丸となり、以下の事業に取り組んでまいります。

2. 会員及び予算

(1) 会員

令和8年度末目標会員数377名（「新たな仲間づくり計画」による）
定例で毎月第2水曜日に入会説明会を開催する
退会会員の抑制に努めるとともに、新規会員の確保と女性会員の拡大を目指す
未就業会員への現況調査と就業相談を行い退会会員の抑制を図る

(2) 予算

令和8年度本体事業運営費国庫補助 Bランク

3. シルバー人材センター事業

(1) 請負・委任による就業機会の提供

市内の高齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を、東かがわ市、民間事業所、家庭等から臨時的かつ短期的又はその他軽易な業務を受託し、センター会員へ提供する。

(2) 労働者派遣による就業機会の提供職業紹介事業

香川県シルバー人材センター連合会東かがわ事務所として、労働派遣による就業機会を確保し、センター会員に提供する。

特に、現役世代の下支えなどを念頭に、高齢者雇用安定法に基づく派遣事業の拡大を有効に活用し、民間事業所などの要望に応えられるよう重点的に推進する。

(3) 職業紹介

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる仕事を希望する市内の高年齢を対象に、有料職業紹介を行う。

4. 安全・適正就業の推進

(1) 安全就業環境の整備

「安全は全てにおいて優先する」ことを継続的な課題として事故撲滅を目指す。
特に、高所作業や機器を取扱う場合は保護具の完全着用を徹底し、作業前のチェックシートの活用等により、ちょっとした気の緩みから発生する事故を未然に防止するなどの対策を行う。また、就業中の事故だけでなく、就業途上における交通事故防止及び健康管理に会員の意識高揚を図る。

- ① 業務担当・安全・適正就業委員等による就業現場の安全パトロール、「安全就業ニュース」の活用等により、会員の安全意識の徹底とその高揚を図る
- ② 安全就業研修会への参加、技能安全講習・安全就業講習会・マナー講習会の開催
- ③ 機関誌、安全パンフレットを用い会員に対する安全意識の向上を図る
- ④ 適正就業推進のため、適正就業ガイドライン、作業前チェックシート等の活用、受託内容の自主点検を行う
- ⑤ 安全保護具の着用、点検、整備
- ⑥ センターの車を使用する際は、アルコール検知器によるチェックを行い、安全運転を徹底する

⑦「共同・共助」の観点から、就業機会の均等化・公平化を図るため、ワークシェアリングやローテーション就業を推進する

(2) 法令順守の徹底

シルバー人材センターの信頼性確保のためコンプライアンスは必須であり、各種法令に抵触しないよう万全の注意のもとで事業を推進する。

5. 普及啓発

- (1) 機関誌「東かがわ」61・62号の発行 (年2回)
- (2) 普及啓発月間 「シルバーの日」(10月)にボランティア活動、パンフレットの配布を行う街頭キャンペーン等の実施
- (3) 全国のセンターの好事例集を纏めた「月刊シルバー」の配布
- (4) 関係諸団体や地域の商業施設にポスター掲示、パンフレット配布等を行い、事業の周知と就業機会の拡大を図る
- (5) WEBページ等による普及啓発及び情報発信
- (6) 同好会の充実
- (7) 連合会、県下のセンターとともに、シルバー事業を幅広くアピールするイベントの開催等により、新規会員の獲得を目指す

6. 就業分野の開拓・拡大

地域のニーズや新入会員が希望する仕事などに基づき、就業開拓や会員の確保に努め、就業機会の拡大を図る。

- (1) 後継者育成及び技術の向上を目的とした技能講習会を開催する
- (2) 女性が馴染みやすい仕事の開拓に努め新規会員の拡大を図る
- (3) 自治体との連携強化による就業の場の拡大と、補助金の確保
- (4) 技能講習、就業体験を実施することにより、新たな分野での就業を希望する会員や新規会員の確保を図る
- (5) 会員の高齢化を踏まえ、無理なく就業できるような軽作業の確保、また、就業以外でセンター活動に参加できる機会を創出し、「居場所」としての役割を果たす。

7. シルバー事業における新たな契約方法への対応

新たな包括契約方式への変更を目指し、会員・発注者への説明、事務処理等のシミュレーション等、円滑な移行に向け取り組む。

8. 理事会機能及び会議の開催

- (1) 「改正公益認定法」に対応した外部理事・監事の登用により、ガバナンスの充実、透明性を図る
- (2) 理事会（会員入会の承認、各議案審議） 定例開催を目標とする
- (3) 会員役員協議会会議 ・各種専門委員会・地区委員会 (都度開催)
- (4) 職員会議を行い、問題提起と事務局体制の強化を図る